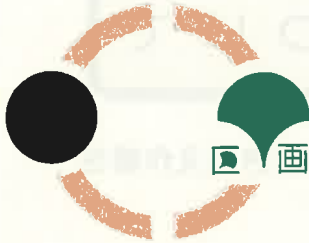


第 43 号

平成27年10月23日
 東京都第二市街地整備事務所
 中野区中野一丁目2番5号
 第二市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/dainiseibi/index.html>



田 端

換地処分の公告を行います

日頃より東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業に対してご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

換地処分の公告は、平成27年10月28日付で同日発行の東京都公報に登載して行います。(東京都のホームページでご覧いただけます。<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>)

換地処分公告により、翌日(10月29日)に換地の権利及び清算金の額が確定し、地番が新しくなります。

また、区画整理施行地区内における建築行為等については、土地区画整理法第76条の許可が不要となります。

今後のスケジュール

平成27年
10月28日

換地処分公告

- ・換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、清算金額が確定します。

平成28年
1月頃完了予定

土地建物登記の書き換え

- ・施行者が登記所に申請し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えます(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)。

平成28年
3月下旬頃の予定

清算金の額の通知

- ・権利者別の清算金の額を通知します。

平成28年
6月上旬頃の予定

清算金の徴収・交付

- ・清算金の徴収(分割第1回目)及び交付を行います。

一般の登記事務の停止について

- ◆ 10月29日から約2か月間の予定で、換地処分に伴う登記の書き換え作業を行います。
- ◆ 書き換え作業中は、施行地区内の所有権移転、権利の設定等の一般の登記事務が停止されます。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。
- ◆ 換地処分に伴う登記が完了し、一般登記が可能になりましたら、東京都（施行者）から土地所有者及び借地権者等にその旨をお知らせします。また、登記完了を東京都公報で公告します。

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

換地処分の公告により、「換地処分通知」に記載した清算金の額が確定します。

- ◆ 清算金の徴収・交付に必要な書類を平成28年3月下旬頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
なお、清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、平成28年6月上旬頃を予定しています。
- ◆ 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、平成27年11月頃、東京都から担保権者に対し、清算金の交付について照会をします。
- ◆ 換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算係に用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知やお知らせ等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算係までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知」と一緒にお送りした冊子「換地処分通知のご案内」をご覧ください。

事業についてのお問合せ先

【第二市街地整備事務所】

管理課調査清算係（清算金の徴収・交付事務に関すること） 電話 03(5389)5154

事業課田端換地係（換地処分等に関すること） 電話 03(5389)5163